

子ども・子育て支援新制度に伴う各種基準(案)への御意見と 市の考え方(パブリックコメント実施結果)

意見募集期間:平成26年6月27日から7月17日まで

意見等提出者:11名

意見等の件数:32件

(内訳)

- ・家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準(案):1件
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案):0件
- ・保育の必要性の認定に関する基準(案):1件
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案):30件

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)に対する御意見

No.	項目	頁	御意見等の要旨	市の考え方
1	保育従事者	-	<p>特に心配なことは、子どもたちに関わる人が、子育て支援員であること。保育士資格を有する人ではなく、一定程度の研修を受けた人がなれる資格者が1日中お子さんを預かるというのは、危険すぎないか。万が一、事故が発生した場合は、全て子育て支援員の責任になるのか。それとも行政が責任を負うのか。行政に責任がかかることになれば、日常的に保育の状況をチェックする機能をもつと考える。しかし、子育て支援員の責任になるのであれば、行政がチェックをしたとしても、本気度が違うと思うがいかがか。</p>	<p>本市といたしましても、有資格者でない方が、1人で長時間にわたりお子様をお預かりして保育することには、保育従事者にもお子様にも過剰な負担がかかることを危惧しております。</p> <p>そこで、国の定める基準上は有資格者でない方が1人で保育を行う可能性のある「家庭的保育事業」「小規模保育事業C型」については、お預かりする乳幼児の数にかかわらず、保育従事者を2人以上とし、そのうち1人は必ず保育士又は看護師や保健師、幼稚園教諭等といった有資格者でなければならないこととする市独自の上乘せ基準を設けました。また、「居宅訪問型保育事業」における保育従事者においても有資格者でなければならないこととしております。</p> <p>このことにより、危険を回避し安全安心な保育環境を整えてまいります。</p> <p>なお、御質問の子育て支援員については、国の子ども・子育て会議において検討を開始したばかりであり、検討の動向に注視しているところであります。</p>

保育の必要性の認定に関する基準(案)に対する御意見

No.	項目	頁	御意見等の要旨	市の考え方
1	その他	-	介護保険制度のように、認定された時に、納得できない認定がされないようにお願いしたい。	保育の必要性の認定は、これまでと同様に、雇用者が発行する在職証明書など、保育の必要性や必要量などを客観的に判断できる書類を認定申請の際に提出していただく予定であります。 したがって、各家庭の状況を客観的に捉えた公平で公正な判断ができるものと認識しており、新制度におきましても適正な認定事務に努めてまいります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)

に対する意見(パブリックコメント実施結果)

・放課後児童会の運営・受け入れに関する意見		9 件
・職員の配置待遇改善に関する意見		8 件
・最低基準に関する意見		4 件
・開所時間に関する意見		2 件
・児童育成料に関する意見		1 件
・その他		6 件
合計	11人	30 件

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)に対する御意見

No.	項目	御意見等の要旨	市の考え方
1	設備に関すること	学童室での高学年受け入れは年齢の幅が広すぎ、長時間の同室同行動は難しく、それをまとめる指導員の技量、学童室のスペースは今の時点であると思えない。別室別行動の時間を設けるなど下学年とは形を変えたスタイルの検討を。	放課後児童指導員及び補助職員に対しましては、下学年・上学年の対応に応じた研修を実施し、資質向上に努めてまいります。今後の受け入れ体制につきましては、「習志野市子ども・子育て支援事業計画」を策定する中で検討してまいります。
2		設備基準において、専有区画は児童一人につき1.65㎡とされるが、既存の施設で基準に満たない場合は、どのような対応がとられるのでしょうか。 現在の場所では拡充できない場合、利用定員が制限されるのでしょうか？	児童会の専有区画面積に対し、基準に満たなくなった場合は、施設を拡充することとなります。小学3年生までと特別な支援を要する児童につきましては、これまでと同様、利用希望者全員を受け入れますが、小学4年生以上につきましては利用定員の枠内での受け入れとなりますことから利用制限を設けることとなります。具体的な施設整備については、今後の「習志野市子ども・子育て支援事業計画」を策定する中で検討してまいります。
3		設備基準の面積の児童一人につき1.65㎡とされるが、もし現在利用している学童でそれをクリアしていなければ学童が学校の外になってしまうのではないかと？ もし、学童を外部にというお考えがあるのでしたら大変残念です。	
4	その他(受入体制)	国の方針として、学童保育の対象が、「10歳未満」より「小学生」と変更になっている。 習志野市の学童保育の拡大については、「余裕があれば4年生以上も受け入れる」と聞いているが、仮に余裕がなく受け入れ困難となった場合には、子育てを選択し、職場をやめざるを得なくなる可能性もあることから、せめて夏休みのような長期の休みだけでも、学童保育に通うことができればと思う。 いずれにしても、是非教室の増設、職員の雇用等を行い、希望者全員が学童保育に通えるような体制作りをお願いする。	本市としましては、学校休業中の夏休み等は特に入会希望が多くなることから、職員の配置や小学校の余裕教室等の確保に努めるなど、全ての児童が入会できるような体制づくりを目指し、「習志野市子ども・子育て支援事業計画」を策定する中で検討してまいります。
5		4～6年生の受け入れは希望者全員を対象としてください。	
6	その他(具体策)	国の指針に対し、習志野市が現実どこまで守っていけるのか？が明確でない。もっと、習志野市の基準を明確に公表してほしい。	国が示す基準に基づき市が条例を制定します。
7	その他(運営主体)	学校外になったら民営化されるといった対応は平等性に欠けるので、絶対にやめていただきたい。	小学校の敷地内及び校舎内での開設が難しくなった場合は、敷地外での開設も検討します。受入れ体制につきましては、今後の「習志野市子ども・子育て支援事業計画」を策定する中で、公設民営も視野に入れて検討してまいります。
8		結局、公設公営で責任から肩の荷を下ろそうとしているような感じがして納得できるものではない。	
9		学童保育は公設公営で運営をしてください。	

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)に対する御意見

No.	項目	御意見等の要旨	市の考え方
10	職員配置等	習志野市は資格のある放課後児童指導員2人の配置を明確に打ち出してほしい。 また、待遇の改善も並行して進めてほしい。待遇改善できないからといって、安易に民営化もしないでほしい。コスト意識の強い民営化では、さらに指導員の確保は難しくなる。	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、国が示す職員数以上の配置基準を設けており、この考えは今後も継続することとしています。また、有資格者の配置につきましては、国基準に従うことを考えております。 職員の待遇につきましては、平成26年度より放課後児童指導員の時給単価を見直しました。 民営化の考え方につきましては、今後の「習志野市子ども・子育て支援事業計画」を策定する中で、公設民営も視野に入れて検討してまいります。
11		国の定める最低基準が1学童につき指導員の先生が2名とあります。 最低基準、なので上回ることも十分あり得るのだと思いますが、現状よりも先生の人数を減らすことは、考えられないと思います。 保育所で言うところの、時間外の先生2人だけで毎日運営していることとほぼ同じと言えるのではないのでしょうか。	
12		補助員は数時間の研修でなれるように今後は変わっていくという話を聞いたが、親が子供に虐待するこのご時世でベビーシッターによる殺人事件もある中、あまりにも無責任な方向へ進んでいると思う。	
13	その他(待遇改善)	近隣地域に比べ、指導員の待遇がかなり低いと聞いている。従事している先生方の士気や向上心がなくなり、いい人材は近隣地域に流れてしまう。指導員の質と待遇の向上を至急改善する必要がある。	職員の待遇につきましては、平成26年度より放課後児童指導員の時給単価を見直しました。
14		仕事内容に見合った待遇ではないことが最大の原因。隣の船橋市では指導員の賃金が時給にして200円以上高いと聞いています。指導員の待遇改善を求めます。	
15		子供の数が多く指導員が少ない。児童同士のトラブルもおこりやすい。習志野市の指導員の給与が船橋市よりかなり少ないことを聞き、このまま指導員が資格制度になるとそこまでして指導員の資格をとり、一生の仕事として行う方はいないのではないのか？	
16		指導員の賃金を上げてください。	
17	その他(職員の年齢等)	指導員が年配ばかりで心配だ。年齢の制限やバランスはないのか。質の良い指導員が集まってくれるよう、待遇を見直してほしい。時給アップなど。	放課後児童指導員及び補助職員の雇用にあたりましては、年齢制限は設けておりません。 児童会での職員のバランスにつきましては、経験年数や資格の有無を考慮して配置しております。 職員の待遇につきましては、平成26年度より放課後児童指導員の時給単価を見直しました。
18	その他(最低基準)	習志野市が、出している基準(案)の一般原則部分で、国が示している最低基準に関する記述がされていないのは、なぜか。	国が示す、最低基準の向上に関する事項につきましては、厚生労働省令として全ての事業者に対し義務を課しているものであることから、市が定める基準に記述することはできません。
19		国の基準書には、随時(最低基準の目的)(制定基準の向上)と記されているところ、市の基準(案)では明記されていない。国の示す通り、市の基準書にも明記するよう要望する。	
20		最低現状維持に努め、常に向上していくような対策をしてほしい。	
21		今回基準の条例化にあたり、国の基準に従えばいいという認識、これまで上回ってきた基準を下げてよい、という認識に至らないよう強く要望します。	

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)に対する御意見

No.	項目	御意見等の要旨	市の考え方
22	その他 (開所時間)	土曜、長期休み(春・夏・冬休み)、学校行事による休校日の開設時間は現在午前8時からとなっておりますが、市立の保育所と同じ午前7時からに改善してください。	開所時間については、社会情勢や保護者の就労形態等を勘案し、検討してまいります。 なお、小学校の休業日につきましては、平成25年4月1日から、開設時間を午前8時30分から午前8時に改正いたしました。
23		近隣市で行っている良い事例があります。午後7時30分までの開室。(市川)	
24	その他 (育成料)	保護者の負担も大きく、利用料が高く、質が悪い。	児童育成料につきましては、放課後児童会の児童の安心・安全な事業運営を行う上で、適正な受益者負担の確保の観点で定めておりますことを御理解ください。 保育の質に関しましては、職員研修や、施設整備を継続しながら、向上に努めてまいります。
25	その他 (実施場所等)	学童の機能を保育園内に設けることが可能になると、親としてはとても効率が良く、安心感も増すので、今後、検討の機会があれば是非検討してほしい。育成料、指導員の時給等含め、近郊の市と同レベルにすることについても要望したい。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の敷地内での施設の確保が難しい場合、他の公共施設も含めた検討が必要であると考えております。 ・児童育成料につきましては、放課後児童会の児童の安心・安全な事業運営を行う上で、適正な受益者負担の確保の観点で定めておりますことを御理解ください。 ・職員の待遇につきましては、平成26年度より放課後児童指導員の時給単価を見直しました。
26	その他	この状況を知らない父兄が多すぎるので全保護者に説明の上、改めて協議する必要がある。	今回の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」並びに今後の「習志野市子ども・子育て支援事業計画」において、それぞれ市の考え方を示すこととしています。なお、次年度の入会を希望する保護者に対しては、入会案内説明時に明記することを検討しております。
27	その他	近隣市で行っている良い事例があります。インフルエンザ等で学級閉鎖となった場合症状が無い児童であれば、弁当持参で朝から開室となります。(船橋)	インフルエンザ等での学級閉鎖となった場合、感染症の拡大を防ぐ観点で、対象学級の児童については児童会への登室を認めていません。この方針は今後も維持してまいります。
28	その他	近隣市で行っている良い事例があります。おやつ代は保護者会ではなく育成料と同時に徴収。(船橋)	おやつ代につきましては、各児童会の保護者会において管理しており、市の収入ではありませんことから、児童育成料と同時に徴収することはできません。
29	その他	今後も子供を預けて安心して就労をしたいと思います。子供が安心・安全で楽しく過ごせる学童の運営をお願いいたします。	今後も、児童の登室環境や安全、安心を最優先に運営してまいります。
30	その他 (台風対応)	先日の台風の際、学校は前日の昼に対応を発表したが、学童は全くガイダンスがなく、一体誰が判断して誰が決定連絡をするのか、学校が10時からだから朝は学童をあげないとはありえない、条件付きで通常の登校時間～10時まであける、休校になったら通常の時間から預かってほしい。	台風等本市に暴風警報が発令された場合の対応につきましては、「習志野市放課後児童会安全対策マニュアル」を整備し、全保護者に周知を行うとともに、緊急連絡メールにより保護者の方への情報伝達を図っております。 今後も、気象等の変化に伴う小学校の登校時間等の変更の際しましては、児童の安全と保護者の労働等を考慮し、受け入れ体制を整えてまいります。